

議案第 5 号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条及び第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 6 日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

令和 2 年 3 月 31 日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うこと。

別紙

財産処分に関する協議書

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務(以下「退職手当支給事務」という。)の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額(事務費相当額を除く。)から岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額(以下「還付金」という。)のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するものとする。
- 2 還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額については、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。